

令和4年1月24日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

## 初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : [kcma.yoboseshu@kcma.jp](mailto:kcma.yoboseshu@kcma.jp)

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

### 初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、令和3年12月20日付(健Ⅱ459F)をもってご連絡した、初回接種(1、2回目接種)の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種(3回目接種)を実施できる接種対象者等について、改めて整理したものです。概要は下記のとおりです。

関連事務連絡「追加接種の速やかな実施について」についても、併せてご連絡いたします。

#### 記

○市区町村は、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施できること。また、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、令和4年3月を待たず同取扱いを実施することとして差し支えないが、ワクチンの供給スケジュールに変更はないこと。

○市区町村及び職域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施できること。また、市区町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、令和4年3月を待たず、同取扱いを実施することとして差し支えないが、ワクチンの供給スケジュールに変更はないこと。

(参考)

「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保について(その3)」(令和3年12月17日付((健Ⅱ453F))

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月30日付((健Ⅱ421F))